

1. 調査概要(1)

- 調査日：2014年12月8日～10日
- 調査先：
 - 連邦労働社会省
 - 連邦家庭・高齢・女性・青年省
 - ドイツカリタス連盟(※)
(・Anita Tiefensee (Hertie School of Governance, Ph. D Candidate))
- 調査同行者：
 - 浦川邦夫(九州大学経済学部准教授)
 - 渡辺久里子(社人研研究員)
 - 古川弘剛、片岡宏一(在ドイツ日本大使館一等書記官)

5

2. 調査概要(2)－※カリタス連盟

- ドイツ6大民間社会福祉団体のうちの1つ
- 国が福祉の枠組みを定め、民間団体を通じて供給する
- 病院、教育支援、就労支援、自立支援ほか様々な福祉を実施
- 2005年時点で、全ドイツで2万5千の事務所、50万人の正規職員、50万人のボランティア(春見(2008))
- 予算は連邦政府が負担
⇒民間？
- 税制上の優遇有

6

2. 公的貧困報告書の概要(1)

- ・「ドイツの生活状況－貧困・富裕報告書」(Lebenslagen in Deutschland- Armuts und Reichtumsgericht der Bundesregierung)
- ・連邦労働社会省が作成
- ・2001年に第1次報告書が刊行され、3～4年毎に更新
- ・2013年に刊行された第4次報告書が最新
- ・2016年に第5次報告書を予定

7

2. 公的貧困報告書の概要(2)－刊行時期

報告書名	発行年	データソース
ドイツの生活状況－第1次貧困・富裕報告書	2001年5月	・1998年『所得消費抽出調査(EVS)』 ・補足的にSOEP
ドイツの生活状況－第2次貧困・富裕報告書	2005年3月	・2003年『所得消費抽出調査(EVS)』 ・補足的にSOEP
ドイツの生活状況－第3次貧困・富裕報告書	2008年6月	・欧州所得生活状況調査(EU-SILC) ・補足的にSOEP ・2005年『マイクロセンサス』
ドイツの生活状況－第4次貧困・富裕報告書	2013年	・『マイクロセンサス』 ・『SOEP』 ・『欧州所得生活状況調査(EU-SILC)』

8

3. 報告書作成の背景とその過程(1)

- 1990年代初めに、カリタス連盟とパリテー・ティッシュがそれぞれ独自に貧困報告書を作成
⇒貧困の議論が始まるきっかけ
- 2001年に第1次報告書
⇒批判が集中
 - 必要な指標を入れていない
 - 透明性がない
 - 関係団体の意見を取り入れていない

9

3. 報告書作成の背景とその過程(2)

- ① 研究機関・グループにプロジェクトを委託
 - データ分析は、公募をしたうえで、研究機関にプロジェクトとして委託
 - 研究プロジェクトの成果は、「鑑定書」として公開(⇒透明性の確保)
 - 連邦労働社会省が、研究結果等をとりまとめ、関係省庁・団体と協議
- ② 学術鑑定委員会(20~25人)
 - 研究プロジェクトに参画した(前)研究者等から構成
 - 前報告書との連續性
- ③ 相談委員会
 - 6大民間社会福祉団体、労組、連邦銀行、NGO等関係機関から構成
⇒報告書が完成してからの事後報告のみであった

10

4. 報告書の構成と貧困指標(1)

- ・第4次報告書からアプローチに変更
- ・人生のどの経路で貧困に陥るのか、貧困からどのように脱出するのかといった点に注目
- ・第5次報告書では、前報告書を踏襲しつつ、非正規雇用がライフステージに及ぼす影響、社会的排除がどのように進むのか、分配・再分配に関する国民の評価等を新たに取り上げる
- ・第5次報告書は2016年刊行予定

11

4. 報告書の構成と貧困指標(2)

- ・報告書に掲載されている指標は:
 - ・貧困の指標について17指標
 - ・社会全体について8指標
 - ・広義の意味での富裕の指標として5指標
- ・子ども関連の指標:
 - ・6歳未満の子どもの保育所(day care)への通所率
 - ・母親の学歴別12歳から15歳の学校出席率
 - ・社会経済状況別の6歳未満の子どものexternal activitiesの参加率
 - ・6歳未満の子どもに対する公的支出
 - ・3歳未満の子どもがいる母親の就労率
 - ・15歳未満の子どもがいる世帯の低所得率

12

4. 報告書の構成と貧困指標(3)

- ・子どもの貧困率は、世帯ベースで捉えることが重要
- ・子どもの状態は、世帯から独立してみることが難しく、子どもを取り巻く環境、親の経済状況から密接な影響を受ける
⇒子どもは家族・地域と切り離して考えない
- ・一人親世帯のとては親が就労していることがまず重要
- ・親の就労形態(パートorフルタイム、その組み合わせ)と子どもの貧困率の関係
⇒育児手当の改善、保育所整備

13

4. 報告書の構成と貧困指標(4)

- ・報告書では貧困削減目標を定めていない
⇒「数字の独り歩き」
- ・近年、ヨーロッパでは若年者失業率の悪化を背景として、親元に戻るケースがある
⇒等価尺度をどう選択するか?
- ・求職者基礎保障の受給率上昇はどう捉えられるか?

14

5. 今後の課題

- ・報告書は、連邦政府が貧困に关心を持っていると公言している
- ・一番重要な成果は、貧困・富裕の実情について透明性・客観性のあるデータを提供した点
⇒具体的な施策導入は...??(例:教育参加パッケージ)
- ・データの公表は毎年行えるようにし、その評価は別途行う
- ・第5次報告書は2016年刊行予定
⇒カリタス連盟の要望
- ・連邦州が公表しているデータとの比較可能性
- ・州の財政力の違いが教育格差となる懸念

15

海外調査・デンマークの貧困 報告

浦川邦夫(九州大学)

2015年1月27日
国立社会保障・人口問題研究所

1

最近の政治の動向

自由党(ヴェンストゥラ)時代 [2001-2009]

- アナス・フォー・ラムスセン政権 (2001-2009)

- 2007年1月に県(アムト)を廃止。市(コムーネ)、連合自治体(レギオン)、国(ステート)の三層構造に。(市は、主に高齢者福祉、保育、小中学校等の領域を担い、国は、中等、高等教育を担う。)
- 2010年に失業給付の最大給付期間が4年から2年に短縮。

- ラース・ルケ・ラムスセン政権[2009-2011]

社会民主党[2011-]時代

- ヘレ・トーニング・シュミット政権(2011-2015)
 - 社会扶助における「300時間ルール」や「500クローネ減額ルール」などの減額ルールを2012年1月に廃止。

2

デンマークの最低生活保障(1)

- 社会扶助
 - 労働者平均賃金の31%の水準。[単身](2010年)
 - 給付水準は、OECD加盟国の中で、オランダ、アイルランドについて3番目に高い水準。
 - ただし、所得や資産要件だけでなく、失業、疾病、妊娠、離婚、別居、配偶者の死亡などの「社会的状態」の発生がともなう必要。配偶者1人につき1万クローネ以上の資産所有を認めない。
 - 社会扶助の現金援助金は、法律に明文化されていない。労働市場局の見解では、「国民が適度な生活水準を維持できるような給付水準。1993年に消費者庁がマーケット・バスケット方式に準じて算出した「標準生活費」を参照。食糧費、衣料費、衛生費、交通費等の生活に必要なコストを含む。失業給付上限額の一定割合としても定められるが、順序としては、こちらが先。
 - 現金援助金の基礎給付額は、中央政府に決定権があるが、基礎自治体が一定の裁量を持つ。

3

デンマークの最低生活保障(2)

- 失業保険
 - 給付水準は、離職前所得の90%だが、給付に固定の上限あり。結果として所得代替率は約70%。労働者平均賃金の43%が失業給付の下限。[単身](2010年)
 - 労働組合基金が運営する任意加入保険だが、国庫負担が3分の2に及ぶため、加入率は高い。
- 老齢最低所得保障
 - 公的年金制度の1階部分である国民年金と被用者を中心とした労働市場付加年金。
 - 労働者平均賃金の34%
- 協約賃金
 - 法定上の最低賃金制度は存在しない。業種別団体の労使間の協約賃金。事実上の最低賃金を決定。

4

公的な貧困線の設定

- 2013年5月に社会委員会(Socialudvalget)の勧告を採用し、6月に公式の貧困線(等価可処分所得の中位値の50%)を報告書で発表。
 - 「所得方式」(Inkomstmetoden)と呼ばれる。
 - ただし、①継続的に3年間の可処分所得が貧困線を下回ること、②1人当たりの世帯資産が10万クローネ未満であること、③学生等は除外、という付帯条件がある。
 - 付帯条件を加えた貧困を「経済的貧困」と呼ぶ。
- その他に、所得方式による相対的貧困が国内の貧困を十分反映できていない可能性を考慮し、財とサービスのバスケットに基づいた「生活費方式」(Budgetmetoden)、主観的評価を反映した「窮乏方式」(Afsavnsmetoden)など、補完的な方式による貧困把握を行う。
 - 「生活費方式」:代替的社会分析センターが2004年に発表した最低生活費を参照。ほぼ、25歳未満の被扶養児童無し世帯を除いて、通常の社会保障で最低生活費はカバー可能。
 - 「窮乏方式」:毎年のインタビュー調査。「歯医者に行く」、「誕生日に贈り物をする」など社会的な活動について評価。

5

貧困・社会的排除指標の数値目標化

- 1997年のアムステルダム条約が発端。
- 2000年のリスボン会議でオープン政策協調手法(OMC)を通じて統計、指標を整備する方針が打ち出される。
 - 政策の共通目標と具体的指標について加盟国間で話し合って合意
→目標の達成に向けて指標を測定。→国内で政策評価、各国の代表が集まって共同報告書の作成+ピアレビュー という一連のプロセス
- OMCの共通目標
 - すべての資源、権利、商品・サービスへのアクセスを高め、雇用への参加を容易にする。
 - 排除のリスクを防止する。
 - 最も弱い立場の者を支援する。
 - 全ての関係機関を動員する。
- EU-SILC「欧州所得・生活状況調査」:2004年は15か国でスタート。2007年からは約30か国が加入。

6

子どものウェルビーイング指標

- 1989年の国連子どもの権利条約の採択。同条約の内容が、CWIの分野、項目選定の基礎となる。
- 子どものウェルビーイング指標(CWI)：子どもの生活に影響を与える生活水準、教育、健康、安全、生活環境等の多様な要因の包括的理を促し、子どもが置かれた状況に自を向けさせる指標。
 - 子どもの権利の実現及び全ての子どもがその能力、潜在能力やスキルをいかせる機会の実現。
- EUは2001年に貧困・社会的排除指標のラーケン指標を作成。その後、Atkinson et al.(2005)「社会統合に関する報告書」が「子どもの貧困率」だけでなく、他の子ども関連の指標の強化を促す。Bradshaw et al.(2006)も同調。
 - 2008年にEUは子どものウェルビーイング特別委員会を設置。EU各国がCWIとして整備すべき7分野を示す。
- UNICEFは2007年から2013年、OECDは2009年に子どものウェルビーイングと関連する報告書を刊行。
- アメリカ、カナダ、スウェーデン、オーストラリアはCWIを開発。イギリス、台湾も開発中。
- 日本は、国際比較調査に不参加。欠損値が多い。

7

LOへのヒアリング調査(2014/12/4)

(1) A DANISH POVERTY THRESHOLD [2013]の報告書について

- 「貧困報告書」に対してどのような点を主張したか？
 - LOは、2010年に独自の貧困調査(税務署からのデータを使用)を提出し、政府に対して貧困問題についての議論を高め、その実態について把握することを主張。それ以降は政府に関与せず、貧困報告書の作成にも直接は関わっていない。
 - しかし、現在の政府は、(貧困を定義する際の付帯条件の設定などにおいて)LOの貧困調査をかなり参考にしてくれたといえる。
- デンマーク政府の「貧困報告書」(2013/6)への評価は？
 - この報告書は、貧困削減に対する具体的な政策が少なく、数値目標がない。
 - LOとしては、1年ごとに貧困報告書を出すこと、第三者の意見をきいて貧困の実態を評価する事を主張した。しかし、デンマーク政府は、LOの意見を聞かずに独自に評価した報告書を提出した。出てきた数値に対して議論する場を設けることが必要。

8

LOへのヒアリング調査(2014/12/4)

(2) 生活支援に関わる各種制度の変更について

- 自由党政権時代の「失業給付期間の4年から2年への短縮化」がもたらした影響は?
 - 当時から、LOとしては一貫して反対していた。この制度変更は、貧困を増やす要因になったと判断している。
- 現金援助金の金額の変更については?
 - 移民に対する社会扶助の現金援助金は、自由党政権時代に下げたが、社会民主党政権になってまた戻した。政策としては、現在の社会民主党政権の方を評価している。
- 医療・福祉業の労働者の2000年代後半の全国ストライキの評価は?
 - 詳細な検証は、LOとして行っていない。ストライキを行ったこと自体は評価する。結果的に見れば、大規模なストライキだった割には、それに見合った賃金上昇には結びつかなかったと言える。2013年も小学校の先生がロックアウトを行ったが、あまり労働条件の改善に結びつかなかった。

9

LOへのヒアリング調査(2014/12/4)

(3) その他のコメントについて

- LOの活動目標は、平等の達成。全ての人たちに同等の機会を与えることが大切であり、貧困をできる限り少なくしようとすることに力を注いできた。
- しかし、LOの貧困調査を定期的に続けることは、時間と費用がかかるので難しい。政府が毎年行うことが望ましい。
- LOも大学等の研究機関も所得が捕捉できる税務署のデータにアクセス可能。
- 子どもへの早い段階での教育支援(給食制度の普及)、社会ネットワークへの支援(地域のサッカークラブに会費なしで参加)、住宅支援、健康対策支援(歯科治療の補助金)などを提唱している。

10

社会統合省へのヒアリング(2014/12/5)

(1) A DANISH POVERTY THRESHOLD [2013]の報告書について

- 3年間連続して貧困線以下にあった場合を「貧困」とみなした経緯は?(LOの貧困調査は2年間)
 - 貧困を定義する上で様々な議論が出ることは承知していた。与野党間での様々な議論の最初のたたき台とするため、できる限り多くの人たちから賛同を得られやすい保守的な数値を提示した。歯医者などの治療が必要な時に1年以上通院できないのは、非常に健康に悪影響を与えるといった見方もある。貧困を全く計測しない方が問題。
- 一定資産を保有する世帯(DKK 100,000)を除外した根拠は?
 - 特に大きな根拠はない。所得の貧困線の何倍などといった形で算出したわけではない。LOは非常に保守的なデータを提示していたが、私達の定義が完全に正しいとは思っていない。
- 学生を真に「貧困でない」とみなしてよいのか?
 - 多くの学生は、学生特有のローンを受けることができる。また、学生は社会に出るための準備期間であり、その後に社会に出て所得を得られるため、ここでは推定から除外している。(LOの調査も同様。)学生以外についても、自発的に少ない所得を選択している人はいると考えられるが、識別は難しいしそれほど多くないのではないか。

11

社会統合省へのヒアリング(2014/12/5)

(1) A DANISH POVERTY THRESHOLD [2013]の報告書について

- 3年間連続して貧困線以下にあった場合を「貧困」とみなした経緯は?(LOの貧困調査は2年間)
 - 貧困を定義する上で様々な議論が出ることは承知していた。与野党間での様々な議論の最初のたたき台とするため、できる限り多くの人たちから賛同を得られやすい保守的な数値を提示した。歯医者などの治療が必要な時に1年以上通院できないのは、非常に健康に悪影響を与えるといった見方もある。貧困を全く計測しない方が問題。
- 一定資産を保有する世帯(DKK 100,000)を除外した根拠は?
 - 特に大きな根拠はない。所得の貧困線の何倍などといった形で算出したわけではない。LOは非常に保守的なデータを提示していたが、私達の定義が完全に正しいとは思っていない。
- 学生を真に「貧困でない」とみなしてよいのか?
 - 多くの学生は、学生特有のローンを受けることができる。また、学生は社会に出るための準備期間であり、その後に社会に出て所得を得られるため、ここでは推定から除外している。(LOの調査も同様。)学生以外についても、自発的に少ない所得を選択している人はいると考えられるが、識別は難しいしそれほど多くないのではないか。

12

社会統合省へのヒアリング(2014/12/5)

(2) 貧困報告書について

- ・ 貧困レポートは、省庁の人が実際には作成。政府もこのレポートの数値にもとづいて貧困政策をすすめることを公言。

(報告書のポイント)

- ・ どのような人が貧困リスクに陥っているか、例えば、保護者の受けた教育や生活保護や失業給付の受給経験、子ども時代に家庭外で措置されていた経験など多様な側面から注目。

(貧困の計測1)

- ・ デンマーク統計局 稅務署などから所得、税、年金等の各種データを使用。
- ・ 所得方式の場合、「等価可処分所得の中央値の50%以下に3年以上陥っている者、ただし、資産10万クローナ超の者や学生を含まず
 - 資産要件の有無は議論の対象になった。60%以下にすると、デンマークではかなり中所得層も入り、貧困とはみなされない。
 - 子供にとっては1年1年が重要なので、3年は長すぎると福祉団体から批判があった。
 - LOの貧困調査の見解には、特に左右されていない。
 - 等価尺度は財務省が設定。

13

社会統合省へのヒアリング(2014/12/5)

(貧困の計測2)

- ・ その他、「生活費方式」や「窮乏方式」など、他のEU諸国 の方法を参考に、様々な指標を使用。
- ・ 「生活費方式」は、代替的 社会分析センターの調査から計測された最低生活費や、消費者庁のカロリー計算を活用。
- ・ 「窮乏方式」に関する貧困測定のためのデータ収集→ラース・ベンジャミンセンらの研究グループ。今後、3000~4000サンプルのアンケート調査を実施予定。数年に1度実施のパネルデータ。

(議論が紛糾したポイント)

- ・ 社会保障給付の削減が貧困にどのような影響を与えるか。
 - 自由党は就労インセンティブを重視、社会民主党は給付の削減は貧困の増加につながると主張。

(その他)

- ・ 今後は1年に1度、報告書を提出する予定。
- ・ 貧困者の削減目標について。
 - 出していない。「欧洲2020戦略」における各国別の「2020貧困・社会排除目標」でデンマークは、「働けるのに働けない世帯に暮らす者を2万2千人排除」を出しているが、これは雇用省が出した数値。
- ・ 若者関連の指標はあとから追加。

14

まとめ

- ・これまでには、不明瞭な基準に依存して、政治家や行政が社会扶助制度等の給付水準を決定。
- ・しかし、2013年に公的な貧困線が複数決定されたことで、あらためて社会扶助制度の給付水準の妥当性が明示的に議論される下地ができた。
- ・報告書の子どもの貧困の章では、父親・母親の学歴・所得・職業と子どもの貧困との関係に多くの頁がさかれている。
- ・白書をつくる人的余裕はないため、地方政府による貧困レポートは出ていないが、各自治体でどれだけ貧困者がいるかは把握しており、地域別の貧困者数は出している。
 - コペンハーゲン市は、市だけの貧困報告書がデンマーク語だが、刊行予定。(デンマーク語)

子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90. 8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1, 008人(平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率: 80. 6%
(正規39. 4% 非正規47. 4%)
・父子家庭の就業率: 91. 3%
(正規67. 2% 非正規 8. 0%)
- 子供の貧困率 16. 3%(平成24年)
など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得運動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

全ての
子供たちが
夢と希望を
持つて成長
していく

社会の
実現

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開など

子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していくける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90. 8% (平成25年) ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5. 3% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32. 9% (平成25年)
- 生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後の進路:就職率 2. 5% / 高等学校等卒業後の進路:就職率 46. 1%) (平成25年)
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率(平成25年)
(中学校卒業後:進学率 96. 6%、就職率 2. 1% / 高等学校等卒業後:進学率 22. 6%、就職率 69. 8%)
- ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) 72. 3% (平成23年度)
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率(中学校卒業後:進学率 93. 9%、就職率 0. 8% / 高等学校卒業後:進学率 41. 6%、就職率 33. 0%) (平成23年度)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1, 008人 (平成25年度) /
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37. 6%、中学校 82. 4% ※その他教育委員会等に1, 534箇所配置 (平成24年度)
- 就学援助制度に関する周知状況(平成25年度)
(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61. 9%)
(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61. 0%)
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子) (平成25年度実績)
(無利子:予約採用段階 40. 0%、在学採用段階 100. 0% / 有利子:予約採用段階 100. 0%、在学採用段階 100. 0%)
- ひとり親家庭の親の就業率(平成23年度)
(母子家庭の就業率 80. 6% (正規 39. 4%、非正規 47. 4%) / 父子家庭の就業率 91. 3% (正規 67. 2%、非正規 8. 0%))
- 子供の貧困率 16. 3% (平成24年)
- 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54. 6% (平成24年)

子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

指標の改善に向けた当面の重点施策

教育の支援

- 「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
 - ・学校教育による学力保障／学校を窓口とした福祉関連機関等との連携／地域による学習支援／高等学校等における就学継続のための支援
- 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
- 就学支援の充実
 - ・義務教育段階の就学支援の充実／「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減
 - ／特別支援教育に関する支援の充実
- 大学等進学に対する教育機会の提供
 - ・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実／国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
- 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援
 - ・学生のネットワークの構築／夜間中学校の設置促進／子供の食事・栄養状態の確保／多様な体験活動の機会の提供

生活の支援

- 保護者の生活支援
 - ・保護者の自立支援／保育等の確保／保護者の健康確保／母子生活支援施設等の活用
- 子供の生活支援
 - ・児童養護施設等の退所児童等の支援／食育の推進に関する支援／ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
- 関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
- 子供の就労支援
 - ・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援／親の支援のない子供等への就労支援
 - ／定時制高校に通学する子供の就労支援／高校中退者等への就労支援
- 支援する人員の確保
 - ・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化／相談職員の資質向上
- その他の生活支援
 - ・妊娠期からの切れ目ない支援等／住宅支援

子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

指標の改善に向けた当面の重点施策

保護者に対する就労の支援

- 親の就労支援
- 親の学び直しの支援
- 就労機会の確保

経済的支援

- 児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 教育扶助の支給方法
- 生活保護世帯の子供の進学時の支援
- 養育費の確保に関する支援

子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究／子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究／子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

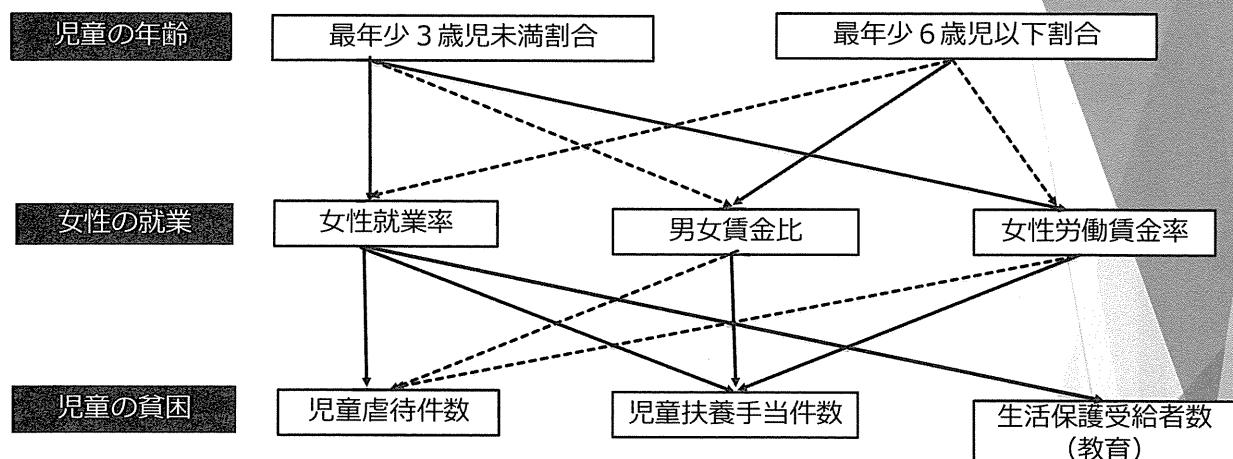
若年女性の就業と就学前児童の貧困 に関する検証

甲南大学経済学部

足立泰美

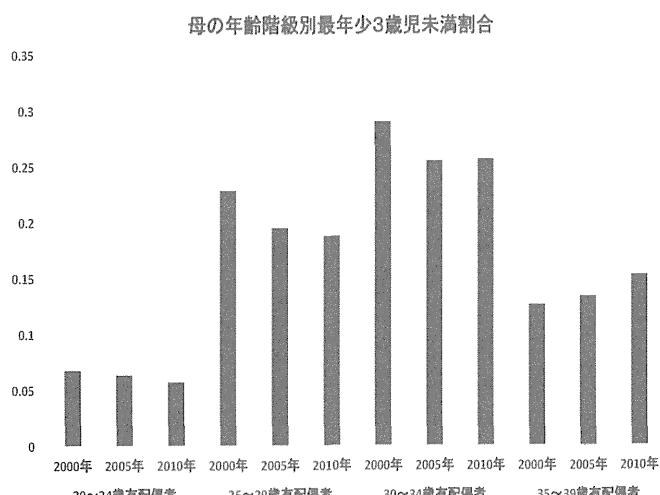
若年女性の就業と就学前児童の貧困との関係

点線：増加効果 実線：減少効果



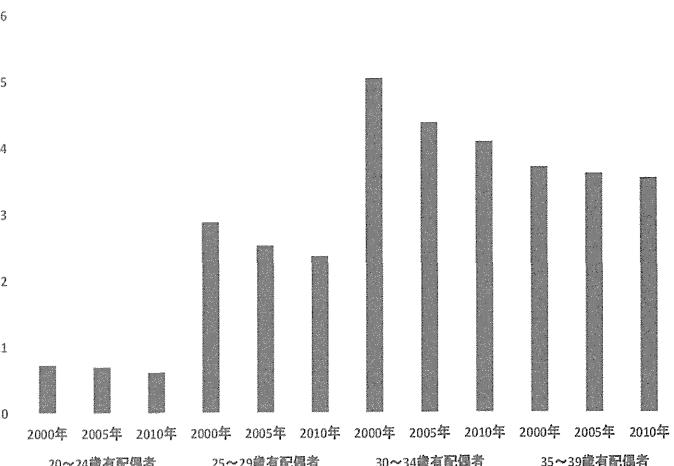
出所) 筆者作成

母の年齢階級別最年少3歳児・6歳児割合



最年少3歳児未満児をもつ母の年齢階級は20~29歳では減少傾向にあるが、35~39歳は増加傾向

母の年齢階級別最年少6歳児未満児童割合



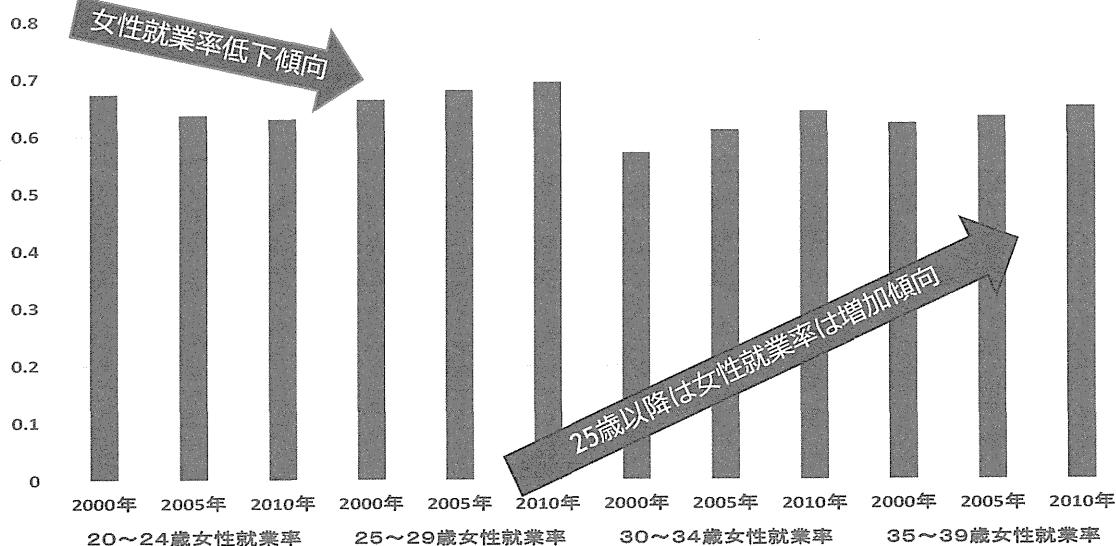
最年少6歳未満児をもつ母の年齢階級は20~24歳は横ばいであるが、25歳以降は減少傾向

出所) 国勢調査より筆者作成

年齢階級別女性就業者率

20~24歳女性就業率は低下傾向にあるもの、25歳以降の若年女性は増加傾向にある。

若年女性就業率の推移



出所) 国勢調査より筆者作成